

# 久慈市民体育館利用料金表（令和7年4月1日から適用）

指定管理者 一般社団法人久慈市体育協会

区 分		平 日			祝日・土・日曜日				
		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで		
貸切利用 (1時間までごとに)	メインアリーナ (全面)	入場料等を徴収しない場合							
		アマチュアスポーツに 利用する場合	幼児、児童及び生徒	円	円	円	円	円	
			一 般	1,050	1,350	1,630	1,270	1,610	1,960
		その他の催しに利用する場合		8,510	10,830	13,160	10,200	13,000	15,800
		入場料等を徴収する場合							
		アマチュアスポーツに 利用する場合	幼児、児童及び生徒	3,190	4,050	4,930	3,820	4,870	5,910
	一 般		6,380	8,120	9,870	7,650	9,750	11,840	
	その他の催しに利用す る場合	営利を目的としない場合	12,770	16,250	19,750	15,320	19,510	23,700	
		営利を目的とする場合	25,540	32,520	39,520	30,640	39,020	47,420	
	サブアリーナ (全面)	入場料等を徴収しない場合							
		アマチュアスポーツに 利用する場合	幼児、児童及び生徒	370	460	550	440	550	670
			一 般	750	930	1,110	900	1,110	1,340
		その他の催しに利用する場合		3,040	3,760	4,470	3,650	4,510	5,360
		入場料等を徴収する場合							
アマチュアスポーツに 利用する場合		幼児、児童及び生徒	1,130	1,400	1,670	1,360	1,680	2,010	
	一 般	2,270	2,810	3,350	2,720	3,370	4,020		
その他の催しに利用す る場合	営利を目的としない場合	4,560	5,640	6,720	5,470	6,760	8,060		
	営利を目的とする場合	9,140	11,280	13,440	10,960	13,540	16,120		
会議室等	選手控室1、2、3 役員控室	アマチュアスポーツに 利用する場合		1室につき110円					
	幼児体育室	その他の催しに利用す る場合		1室につき280円					
	第1会議室 第2会議室	アマチュアスポーツに 利用する場合		1室につき230円					
		その他の催しに利用す る場合		1室につき610円					
個人利用	児童及び中学校生徒	普通利用料	1回につき	110円					
		回数利用料	6回につき	550円					
	高等学校生徒	普通利用料	1回につき	230円					
		回数利用料	6回につき	1,150円					
	一般	普通利用料	1回につき	340円					
		回数利用料	6回につき	1,700円					
シャワー				110円					
冷暖房設備 利用料	メインアリーナ	1時間までごとに		3,530円					
	サブアリーナ	1時間までごとに		530円					
	選手控室1	1時間までごとに		110円					
	選手控室2	1時間までごとに		110円					
	選手控室3	1時間までごとに		110円					
	役員控室	1時間までごとに		110円					
	幼児体育室	1時間までごとに		110円					
	第1会議室	1時間までごとに		110円					
	第2会議室	1時間までごとに		110円					

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 9時前又は22時後に利用する場合の利用料は、その利用1時間までごとに、9時前のときは9時から12時までの、22時後のときは17時から22時までの区分の利用料の額とする。
- メインアリーナの2分の1若しくは3分の1・4分の1又はサブアリーナの2分の1を区分利用する場合の利用料は、この表に定める利用料の額の2分の1又は3分の1・4分の1に相当する額とする。
- メインアリーナ及びサブアリーナを準備、撤去等のため前日等に利用する場合の利用料は、入場料等を徴収しない場合の利用料の額の7割に相当する額とする。
- 会議室等において、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料は、この表に定める利用料の額の3倍に相当する額とする。
- この表により算出した利用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。

# 久慈市民体育館利用料金表【2分の1面】（令和7年4月1日から適用）

指定管理者 一般社団法人久慈市体育協会

区 分		平 日			祝日・土・日曜日				
		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで		
		円	円	円	円	円	円		
貸切利用 (1時間まで)  区分利用 (2分の1面)	メインアリーナ (2分の1面)	入場料等を徴収しない場合							
		アマチュアスポーツ に利用する場合	幼児、児童及び生徒	520	670	810	630	800	980
			一般	1,060	1,350	1,640	1,270	1,620	1,960
		その他の催しに利用する場合		4,250	5,410	6,580	5,100	6,500	7,900
		入場料等を徴収する場合							
		アマチュアスポーツ に利用する場合	幼児、児童及び生徒	1,590	2,020	2,460	1,910	2,430	2,950
			一般	3,190	4,060	4,930	3,820	4,870	5,920
	その他の催しに利用 する場合	営利を目的としない場合	6,380	8,120	9,870	7,660	9,750	11,850	
		営利を目的とする場合	12,770	16,260	19,760	15,320	19,510	23,710	
	サブアリーナ (2分の1面)	入場料等を徴収しない場合							
		アマチュアスポーツ に利用する場合	幼児、児童及び生徒	180	230	270	220	270	330
			一般	370	460	550	450	550	670
		その他の催しに利用する場合		1,520	1,880	2,230	1,820	2,250	2,680
		入場料等を徴収する場合							
アマチュアスポーツ に利用する場合		幼児、児童及び生徒	560	700	830	680	840	1,000	
		一般	1,130	1,400	1,670	1,360	1,680	2,010	
その他の催しに利用 する場合	営利を目的としない場合	2,280	2,820	3,360	2,730	3,380	4,030		
	営利を目的とする場合	4,570	5,640	6,720	5,480	6,770	8,060		

久慈市民体育館利用料金表【3分の1面】（令和7年4月1日から適用）

指定管理者 一般社団法人久慈市体育協会

区 分		平 日			祝日・土・日曜日			
		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	
貸切利用 (1時間までごと) に 区 分 利 用 メ イ ン ア リ ー ナ (3 分 の 1 面)	入場料等を徴収しない場合							
	アマチュアスポーツ に利用する場合	幼児、児童及び生徒	円 350	円 450	円 540	円 420	円 530	円 650
		一般	700	900	1,090	850	1,080	1,310
	その他の催しに利用する場合		2,830	3,610	4,380	3,400	4,330	5,260
	入場料等を徴収する場合							
	アマチュアスポーツ に利用する場合	幼児、児童及び生徒	1,060	1,350	1,640	1,270	1,620	1,970
		一般	2,120	2,700	3,290	2,550	3,250	3,940
	その他の催しに利用 する場合	営利を目的としない場合	4,250	5,410	6,580	5,100	6,500	7,900
	する場合	営利を目的とする場合	8,510	10,840	13,170	10,210	13,000	15,800

# 久慈市民体育館利用料金表【4分の1面】（令和7年4月1日から適用）

指定管理者 一般社団法人久慈市体育協会

区 分		平 日			祝日・土・日曜日					
		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで			
		入場料等を徴収しない場合		円	円	円	円	円	円	
貸切利用（1時間までごと）	区分利用	メインアリーナ（4分の1面）	アマチュアスポーツ に利用する場合	幼児、児童及び生徒	260	330	400	310	400	490
			一般		530	670	820	630	810	980
		その他の催しに利用する場合		2,120	2,700	3,290	2,550	3,250	3,950	
		入場料等を徴収する場合								
		アマチュアスポーツ に利用する場合	幼児、児童及び生徒	790	1,010	1,230	950	1,210	1,470	
			一般		1,590	2,030	2,460	1,910	2,430	2,960
		その他の催しに利用 する場合	営利を目的としない場合	3,190	4,060	4,930	3,830	4,870	5,920	
			営利を目的とする場合		6,380	8,130	9,880	7,660	9,750	11,850